

(介護予防) 訪問リハビリテーション事業所運営規程

社会医療法人 加納岩
リハケアセンター きらり

(目的)

第1条 この規程は、社会医療法人加納岩が行う介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 要支援者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防を目的とした作業療法や理学療法若しくは言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行い、心身の機能を維持又は回復させることにより、生活の質の向上を図る。

2 利用者又はその家族からの介護に関する相談に対して、丁寧に生活上の必要な指導又は助言を行うとともに、関係市町村及び地域の保健、医療並びに福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 リハケアセンター きらり
- (2) 所在地 笛吹市春日居町小松855

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する職員（以下「職員」という。）の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
事業所の方針を定め、事業を統轄する。
- (2) 医 師 1名以上（兼務）
医師は医療業務にあたる。
- (3) 所 長 1名
事業全体を統括し、業務の実施状況を把握するとともに、職員を指揮、監督する。
- (4) 作業療法士、理学療法士若しくは言語聴覚士 1名以上（一部兼務）
(介護予防) 訪問リハビリテーション計画書の作成及び利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーションを行う。
- (5) 相談員 必要時（兼務）
(介護予防) 訪問リハビリの利用において利用相談あるいは関係市町村及び地域の保健・医療並びに介護・福祉サービスを提供する者との連携を必要時行う。また、各種制度等の相談、援助業務を行う。

(6) 事務員 必要数（兼務）

事務員は上司の命を受け、事業所の事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。（祝日を含む）

ただし、12月29日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時30分から午後18時15分までとする。

(3) サービス提供時間

午前9時30分から午後18時15分とする。

(4) 連絡体制 電話等により営業時間には常時連絡が可能な体制とする。

(事業の実施地域)

第6条 事業の実施地域は次のとおりとする。

笛吹市、山梨市、甲州市、甲府市の別紙の範囲

詳細地域は別添資料参照（事業所より概ね片道10km以内）

(介護予防訪問リハビリテーションの内容)

第7条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) リハビリテーション

（介護予防）訪問リハビリテーション計画の作成

運動機能維持・回復訓練、歩行訓練、日常生活基本動作訓練等

(2) 居宅生活への助言、指導

ホームエクササイズ、介護技術、住宅改装、介護用品の紹介等

(3) 地域リハビリテーションの推進

行政機関や保健、医療、福祉サービス事業者との連絡調整等

(利用料等)

第8条 （介護予防）訪問リハビリテーションの提供に係る利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、それらは重要事項説明書に定めるものとする。

2 事業所が提供する便宜に係わる経費として、重要事項説明書に定めるものについて支払いを受けるものとする。なお、リハビリテーションの訓練において、個人が使用する材料費は利用者の実費負担とする。

3 利用者の希望により通常の実施地域を越えて（介護予防）訪問リハビリテーションを提供した場合の交通費は、別に厚生労働大臣が定める地域（中山間地域）の場合は所定の加算により算定する。当該以外の地域の場合はその費用を次により支払いを受ける。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えさらに中山間地域以外で、片道10kmを超えてサービスを提供した場合 30円/Km

4 前項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けるものとする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 当施設の利用に当たっての留意事項は次の通りとする。
- (1) 事業所の規則に従うこと。
 - (2) 他人の迷惑になる行為は行わないこと。
 - (3) 事業所の備品・車等を故意に壊す行為は行わないこと。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害に備え「山梨リハビリテーション病院事業継続計画」により、地震その他の害による被害の防止と軽減並びに事業継続に努めなければならない。

(協力病院)

- 第11条 利用者の病状悪化に備えるため、併設病院である「山梨リハビリテーション病院」を協力病院として定める。

(緊急時における対応)

- 第12条 職員は、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(衛生管理)

- 第13条 リハビリテーションの提供に際しては、職員の清潔の保持及び健康状態について、充分留意する。
- 2 事業所の設備及び備品については、衛生的な管理に努める。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事故発生時に備え「事故対策マニュアル」により、事故による被害の防止と軽減に努めなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 虐待防止に関する責任者の設置。
 - 3 成年後見制度の利用支援。
 - 4 苦情解決体制の整備。
 - 5 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施。

(秘密保持)

- 第16条 個人情報の取り扱いについては、法人の個人情報保護規定（別紙）に基づき運用するものとする。
- 2 職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(職員教育)

第17条 事業所は、職員の資質向上を図るため、研修・教育に取組む。

2 職員は、研修会等への積極的な参加に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 この規程に定めるもののほか運営に必要な重要事項は、別に定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成23年10月1日改定

平成24年 4月1日改定

平成27年 8月1日改定

平成27年11月1日改定

令和 5年 5月1日改定

令和 6年 4月1日改定

令和 7年 2月1日改定